

令和4年2月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第 1 号

(2月15日)

# 令和4年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和4年2月15日

午前10時 開議

## 1 出席議員

亀田優子	議員
中村正臣	議員
山口克浩	議員
横須賀生也	議員
宇佐美まり	議員
原田周一	議員
岡田久雄	議員
丸山久志	議員
大西吉文	議員
奥村文浩	議員
小松原一哉	議員
増田貴	議員
篠田久和	議員
樋口房次	議員
秋月新治	議員
池田輝彦	議員
大河直幸	議員
岡本里美	議員
坂本優子	議員
鈴木崇義	議員
関谷智子	議員
松峯茂	議員

## 2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
野村賢治	専任副管理者
西岡正喜	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長

杉 崎 雅 俊	事業部理事
川 島 修 啓	施設部理事
福 西 博	会計管理者
橋 本 哲 也	総務課長
池 本 篤 史	施設課長

3 職務のため議場に出席した職員

親 見 善 人 議会事務局長

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 議案第 1 号	令和 3 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 5 議案第 2 号	令和 4 年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 6	休会について

5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 6

午前 9 時 5 9 分 開会

○関谷智子議長 おはようございます。

それでは、始めさせていただきます。

ただ今の出席議員数は 22 人全員であります。既に定足数に達しておりますので、2 月定例会は成立をいたしました。

これより令和 4 年 2 月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 諸報告について

○関谷智子議長 これより、日程に入ります。

日程第 1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました定期監査の結果及び例月出納検査結果 3 件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

○関谷智子議長 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長において、亀田優子議員、坂本優子議員を指名いたします。

### 日程第3 会期の決定について

○**関谷智子議長** 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月28日までの42日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は42日間と決定いたしました。

### 日程第4 議案第1号 令和3年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第3号)

○**関谷智子議長** 次に、日程第4、議案第1号、令和3年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者(登壇)** おはようございます。本日、ここに令和4年2月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今もなお2,000人近い新規陽性者数が報告されるとともに、病床の使用率が府内は70%を超える、また、まん延防止等重点措置の再延長の検討がなされるなど予断を許さない状況でございます。同組合におきましても、今年に入りまして5名の感染者を出しましたが、感染防止対策の徹底を行いながら継続して業務を推進しているところでございます。一日も止めることができない廃棄物処理事業の継続のため、引き続き、新型コロナウイルス感染症の対策について緊張感を持って取り組んでまいります。

それでは、ただ今議題となりました議案第1号、令和3年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第3号)の提案理由のご説明を申し上げます。補正予算の概要につきましては別冊の議案第1号参考資料によりましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、毎年度この時期に行っております歳入歳出の増減調整により市町分担金を精算するものであり、歳入では、ごみ処理手数料の減や資源化物等の売掛収入の増のほか、令和2年度決算剰余金を追加計上しております。一方、歳出では、事業の執行過程に伴います入札等による契約金額の減などにより生じる年度末までの過

不足の調整を行うものでございます。これらの増減調整の結果、構成市町の分担金については1億5,034万3,000円の減額となっております。補正額は歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,904万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ45億3,190万8,000円といたすものでございます。

次に、1枚目の歳入の主な補正内訳でございますが、使用料及び手数料では、事業系ごみの搬入量の減少などにより、2,840万3,000円を減額しております。

次に、財産収入では、資源化物売払い収入の売却単価の上昇などにより、5,489万円を増額しております。

次に、繰越金でございますが、令和2年度決算剰余金について5,964万2,000円を計上いたしております。

一方、歳出でございますが、主な補正予算の内訳といたしまして、1枚目の裏面、上から、物件費では、各工場の電気使用料や各種委託料などの入札による契約金額の減などにより、合計3,172万円を減額しております。

次に、補助費等ではごみ中継施設更新工事に伴います埋蔵文化財発掘調査負担金の未執行などにより、合計2,487万5,000円を減額いたしております。

次に、普通建設事業費では、ごみ中継施設更新工事の契約に伴います年度割の確定による減額や各工場改修整備工事の契約金額の減など、合計7,182万9,000円を減額いたしております。

最後に、積立金では、財政調整基金積立金等として3,105万6,000円を計上いたしております。これは、地方自治法及び地方財政法の規定により、令和2年度決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立てることとし、これに基金運用利子を合算しております。

以上の要因によりまして、歳出総額としては9,904万3,000円を減額するものでございます。

分担金以外の歳入の増及び歳出の減によりまして、市町分担金につきましては、1枚目、歳入内訳最上段のとおり、総額1億5,034万3,000円を減額し、市町分担金負担割合の定めに基づきまして精算するものでございます。

なお、2枚目裏面の別表、市町分担金負担率表でございますが、令和2年の搬入量に修正がありましたことから、ごみ処理経費、変動経費の分担率の補正を行い、調整を図っております。

以上が補正予算の主な内容でございますが、これらの内容を議案第1号として補正予算を編成いたしたところでございます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○関谷智子議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。  
これより議案第1号を採決いたします。  
議案第1号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 関谷智子議長** 起立全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第2号 令和4年度城南衛生管理組合一般会計予算

- 関谷智子議長** 次に、日程第5、議案第2号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
松村管理者。

- 松村淳子管理者**(登壇) ただ今議題となりました議案第2号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の議案第2号参考資料、令和4年度当初予算案の概要をご覧ください。

令和4年度の予算を編成するに当たりましては、表紙と目次をめぐっていただきました1ページに記載いたしておりますとおり、組合運営の基本方針でございます安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、及び循環型社会の構築に向けた事業の推進の3つの基本方針の下、適正な廃棄物処理事業の継続に努めますとともに、ごみ中継施設更新事業、新事務所棟建設事業及びクリーン21長谷山長寿命化事業などに取り組むこととしております。また、広域行政のスケールメリットを発揮し、市町と連携・協同して適正な廃棄物処理事業を推進することなど8つの取組施策を中心に事業を進めることといたしており、これに必要な予算を計上いたしましたところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、構成市町においては依然として厳しい財政状況が予想されますことから、既存事業の精査、見直しを一層徹底し、大型事業の実施に当たりましては、国庫支出金等、積極的な財源確保に努めるなど、市町分担金の負担軽減に最大限配慮した予算といたしております。

令和4年度の予算の特徴といたしましては、2ページ、表1の歳出のとおり、人件費では、退職手当の皆増などにより、総額で8,487万3,000円増加しております。また、公債費では、折居清掃工場解体事業債の元金償還開始等により、571万9,000円増加しております。

次に、3 ページ、表 2、各工場の運営経費等の状況のとおり、し尿収集経費では転廃業助成金の交付対象台数の増などにより、5,292 万円増加しております。クリーン 21 長谷山では、定期点検改修整備工事費の減等により、8,769 万 8,000 円を減額しております。沢中継場では、最終年度を迎えたごみ中継施設更新工事費の増により、15 億 7,416 万 3,000 円増加しております。エコ・ポート長谷山では、定期点検改修整備工事費の増などにより、6,160 万 2,000 円増加しております。

一方、2 ページ、表 1 の歳入のとおり、ごみの搬入量減少により使用料及び手数料が減収となっているものの、ごみ中継施設更新工事に係る国庫支出金や組合債が増加しておりますほか、資源化物の売却単価の上昇により財産収入が増収しております。

以上の要因によりまして、令和 4 年度歳入歳出の予算総額はそれぞれ 64 億 2,483 万 1,000 円で、前年度比較で 17 億 9,649 万円、38.8% の増加となっております。一方で、事業費を賄います市町分担金は 35 億 9,145 万 5,000 円で、前年度比較で 1 億 2,490 万 4,000 円、3.6% の増加となっております。

16 ページに掲載の事業費及び分担金の推移のグラフのとおり、市町分担金につきましては平成 21 年度までは 40 億円台を超える規模で推移しておりましたが、近年は 30 億円台で推移しているところをございまして、これまで取り組んでまいりました行財政改革と大規模事業の計画的整備によりまして安定した財政運営が行えていると考えているところでございます。

以上の内容につきまして、令和 4 年度一般会計予算書及び予算説明書のとおり編成いたしましたところでございます。

よろしくご審議いただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○関谷智子議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については 11 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 4 条



第1項の規定により、議長において、中村正臣議員、山口克浩議員、宇佐美まり議員、岡田久雄議員、奥村文浩議員、小松原一哉議員、樋口房次議員、秋月新治議員、池田輝彦議員、坂本優子議員、松峯茂議員、以上の11人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時27分 再開

○**関谷智子議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会において正副委員長を互選の結果、委員長には山口克浩議員が、副委員長には岡田久雄議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告申し上げます。

#### 日程第6 休会について

○**関谷智子議長** 次に、日程第6、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、2月16日から3月27日までの40日間を休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、2月16日から3月27日までの40日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締切りは3月7日午後5時までとなっておりますので、ご承知おき願います。

今回は3月28日午前10時から会議を開きます。

以上でございます。本日はこれをもって散会いたします。

午前10時28分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 関谷 智子

副議長 大西 吉文

議 員 亀田 優子

議 員 坂本 優子

第 2 号

(3月28日)

# 令和4年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和4年3月28日

午前10時 開議

## 1 出席議員

亀田優子	議員
中村正臣	議員
山口克浩	議員
横須賀生也	議員
宇佐美まり	議員
原田周一	議員
岡田久雄	議員
丸山久志	議員
大西吉文	議員
奥村文浩	議員
小松原一哉	議員
増田貴	議員
篠田久和	議員
樋口房次	議員
秋月新治	議員
池田輝彦	議員
大河直幸	議員
岡本里美	議員
坂本優子	議員
鈴木崇義	議員
関谷智子	議員
松峯茂	議員

## 2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
野村賢治	専任副管理者
西岡正喜	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長

杉崎雅俊	事業部理事
川島修啓	施設部理事
福西博	会計管理者
橋本哲也	総務課長
花畑久仁浩	業務課長
池本篤史	施設課長
川戸辰也	クリーン21長谷山所長
長野満佐志	クリーパーク折居所長
田中亮	施設部理事付施設整備担当課長
山内皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
別所尚紀	エコ・ポート長谷山所長
馬淵武志	グリーンヒル三郷山所長

### 3 職務のため議場に出席した職員

親見善人 議会事務局長

### 4 議事日程

- 日程第 1 議案第 2 号 令和 4 年度城南衛生管理組合一般会計予算
- 日程第 2 議案第 3 号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第 3 議案第 4 号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第 4 議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第 5 議案第 6 号 令和 3 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 閉会中継続調査の申し出について
- 日程第 7 諸報告について

### 5 会議に付議した事件

日程第 1 ～ 日程第 7

午前 10 時 開議

○**関谷智子議長** おはようございます。ただ今の出席議員数は 22 人でございます。既に定足数に達しておりますので、これより令和 4 年 2 月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 2 号 令和 4 年度城南衛生管理組合一般会計予算

○**関谷智子議長** 日程第1、議案第2号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

山口予算特別委員会委員長。

○**山口克浩議員**（登壇） ただ今議題となりました議案第2号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計予算についての、予算特別委員会における審査過程並びに結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は、去る2月15日の本会議において設置をされ、令和4年度城南衛生管理組合一般会計予算の審査を付託されました。同日に開催されました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、山口が、副委員長には岡田久雄議員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は2月25日に招集し、説明には、正副管理者をはじめ専任副管理者並びに関係部課長、各施設所長の出席を求めて、慎重かつ前向きな審査が行われました。

委員会では、議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費については一括をして、次に衛生費について審査を行いました。次に、歳入については全款を一括して審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。議案第2号についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全会一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

審査の中で出されました主な質疑、答弁等については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会が出されました意見等については今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう切に希望するものであります。

当日は、委員各位におかれましては、前向きかつ円滑なご審査をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、御礼を申し上げます。あわせて、岡田久雄副委員長のご協力によりまして、委員会が滞りなく運営できましたことを、ここに改めて御礼を申し上げます。

以上で報告を終わります。

○**関谷智子議長** これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。議案第2号は、委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第3号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○**関谷智子議長** 次に、日程第2、議案第3号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者** (登壇) ただ今議題となりました、議案第3号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号の参考資料をご覧ください。

本案は、当組合職員の給与について、令和3年の人事院勧告を受けて国家公務員の給与改定状況等を考慮し、改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、期末手当について、アの一般職員につきましては、支給月数を年間0.15月分引き下げることとし、令和4年度以降については、6月期と12月期をそれぞれ1.20月といたすものでございます。また、令和4年6月支給分につきましては、令和3年12月の期末手当の実支給額に、127.5分の15の調整率を乗じて得た額を減じて支給いたすものでございます。なお、会計年度任用職員につきましては、一般職員の例により同様といたすものでございます。

次に、イの再任用職員につきましては、支給月数を年間0.1月分引き下げることとし、令和4年度以降について、6月期と12月期をそれぞれ0.675月といたすものでございます。また、令和4年6月支給分につきましては、令和3年12月の期末手当

の実支給額に、72.5分の10の調整率を乗じて得た額を減じて支給いたすものでございます。

なお、今回の改正につきましては、職員団体との交渉を重ね、合意した内容となっているものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜われますよう、お願いを申し上げます。

○**関谷智子議長** これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

坂本優子議員。

○**坂本優子議員**（登壇） おはようございます。議案第3号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、質疑を行います。

最初に、予算書にも書かれているんですけども、改めて確認をしたいと思うんですが、一般職員の職員数、会計年度任用職員数、非常勤特別職の人数、再任用の職員の数、そしてそれぞれの男女の人数についてお伺いします。

○**関谷智子議長** 西岡事業部長。

○**西岡正喜事業部長**（登壇） 失礼いたします。一般職員の給与に係る当初予算ということで、当初予算は令和4年1月1日の現員現給で予算化しているという関係で、当初予算ベースでお答えをさせていただきたいと思えます。

一般職員の人数は93名でございます。それから、会計年度任用職員の方は5名ということで、宿日直が3人、エコ・ポート配属の方が2人ということになっています。それから、特別職は7名でございます。それから再任用の職員ですけれども、短時間勤務の方が6人入っております。フルタイムの職員の方が1人というような状況になっております。

人数ということで、以上でございます。

○**関谷智子議長** 男女の人数の内訳についての答弁を。

○**西岡正喜事業部長**（登壇） 申し訳ございません。男女につきましては、一般職員の人数93名のうち、男性が84名、女性が9名ということになっております。それから、会計年度任用職員の方は、男性が3人、女性が2人ということになっております。それから、再任用職員の方は全員で8人、男性ということになっております。

すみません、大変失礼いたしました、予算ベースでお答えしなければならないのに、ちょっと違う数字を言ってしまいました。再任用職員の人数ですけれども、短時間勤務の職員が8人おります。全て男性職員ということになっております。それから、再任用職員のフルタイムの職員につきましては、先ほど一般職員の人数93人ということでお答えしておりましたので、その中に1人入るとということで、その方の分も1名一般職



員の人数に含まれております。

以上でございます。申し訳ございません。

○**関谷智子議長** 坂本優子議員。

○**坂本優子議員**（登壇） ちょっとややこしいんですけども、今度の給与改正、期末手当の改正によって一般職、会計年度非常勤、再任用職員の、期末手当の額、年収はどのようになるのかお伺いします。

○**関谷智子議長** 西岡事業部長。

○**西岡正喜事業部長**（登壇） まず、議案の参考資料に記載しておりますけれども、改定に伴う合計削減額の金額というのが、ここに書いております1,039万円ということになっておりまして、令和3年12月の期末手当の実支給額に調整率を乗じて得た額を調整額として減じる額510万4,000円と、令和4年度の年間0.15月分の支給月数の引下げによる減額528万6,000円を合わせた額、これが1,039万円ということでございます。

なお、一般職員の1人当たりの年収になりますけれども、現在実績としてお示しできるのが、令和3年4月1日現在の平均給与となります。年間の平均給与額は、550万7,000円であり、年間の平均削減額というのは、1人当たり10万5,000円ということになります。

それから、会計年度任用職員の方でございます。会計年度任用職員は、宿日直の方が3人、エコ・ポート長谷山の工房事務に携わっている方がお二人と、いずれも短時間勤務者になりますけれども、この5名分の年間の削減額の総額というのは、18万5,000円となります。うち、調整率で減じて得た調整額というのが8万4,000円。支給月数の引下げによる減額というのは10万1,000円ということで、合わせて18万5,000円ということになっております。

以上でございます。

○**関谷智子議長** 坂本優子議員。

○**坂本優子議員**（登壇） 一般職に関しても、非常勤の方を含めて年間10万円ほどこの改正によって減額になるということによろしいんですね。

最後、3回目の質問なんですけど、かなり減額になってくるんですね、改正によって。来年の人事院勧告がどうなるのかというのは分からないですけども、来年度のこの給与のベースで行くと、全体で10万円近くを超える減額になってくるということが分かったんですけども、やはりこの3市3町の住民の衛生業務を担う職員の収入を減額してしまうと、幾ら人事院勧告に基づいてということとはいえ、そういうことがかなり職員のモチベーションを下げてしまうのではないかと。とりわけやはり困難な仕事もされているわけですから、そういうことを懸念するわけなんですけれども、こう

ということについては、どのようにお考えでしょうか。

管理者、お聞かせください。

○**関谷智子議長** 松村管理者。

○**松村淳子管理者**（登壇） 坂本議員のご質問の方にお答えをさせていただきたいと思えます。

人事院勧告によりまして、構成市町3市3町いずれも引下げのことをやっているというのが今の現状かというふうに思っております。私どももそういう意味では、城南衛生管理組合として、3市3町のふだんの衛生管理という関係の部分で大変職員が頑張っているところではございますけれども、人事院勧告のことに従って減額の方をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**関谷智子議長** ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

坂本議員。

○**坂本優子議員**（登壇） 議案第3号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場で討論を行います。

本議案は人事院勧告を受けて、一般職、再任用の職員、会計年度任用職員、6月期、12月期の期末手当を0.15月分引き下げて、今年6月支給分については、昨年12月の実施支給額に127.5分の15の調整率を乗じて得た額を減じて支給すると、このように書かれておりますが、改正によって一般職員に、そして会計年度任用職員、臨時雇用の方々を含めて年間で10万円の引下げになるということでありまして。それぞれの家計に大きな打撃になると思えます。

城南衛生管理組合の業務は、3市3町の住民の衛生的で文化的な生活基盤を支えております。コロナ禍の中で職員の皆さんは本当に、感染拡大防止に努めながら通常業務を遂行してこられております。こうした奮闘に対して敬意を払うのは当然であります。人事院総裁も、厳しい環境の下、困難な業務に対し誇りを持って真摯に取り組んでいる公務員各位に対し、心からの敬意を表します。このように語っております。

こうした評価があるにもかかわらず、公務員の給料をさらに減額しようというのは、理不尽であります。とりわけ、コロナの中で物価も上がり、本当に生活が厳しくなっている中で、職員の公務員の給与を引き下げていくということは、ただでも厳しい生活に拍車をかけるものになってくると思えます。

また、そうしたお互いの、民間の労働者と公務員の労働者の引下げ競争が行われている現状ですが、そうしたことが地域の経済にも大きな影響を与えていくと。とりわけこの城南衛生管理組合の職員の皆さんへの仕事へのモチベーションも下げってしまうというふうに思われます。よって本議案に反対するものです。

以上です。

○関谷智子議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。議案第3号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○関谷智子議長 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する  
条例の一部を改正する条例を制定するについて

○関谷智子議長 次に、日程第3、議案第4号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました、議案第4号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第4号の参考資料をご覧ください。

本案は、専任副管理者の給与について、一般職員の給与改定に準じて改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、期末手当の支給月数を年間0.1月分引き下げることとし、令和4年度以降につきましては、6月期と12月期をそれぞれ、1.625月といたすものでございます。

また、令和4年6月支給分につきましては、令和3年12月の期末手当の実支給額に167.5分の10の調整率を乗じて得た額を減じて支給いたすものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜われますよう、お願いを申し上げます。

○関谷智子議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて討論を終結いたします。  
これより議案第4号を採決いたします。議案第4号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○関谷智子議長 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○関谷智子議長 次に、日程第4、議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第5号の参考資料をご覧ください。

本案は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じ、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために、所要の改正を行うものでございます。

2の改正等の内容でございますが、(1)の非常勤職員の育児休業取得要件の改正については、引き続き在職した期間が1年以上、の要件を廃止するものでございます。

(2)の育児休業取得促進に向けた各種措置の規定追加につきましては、妊娠または出産等についての申し出があった場合の措置等として、育児休業制度等の周知、意向確認のための面談等の実施及び申し出を理由とした職員への不利益行為の禁止について、新たに規定を追加いたしますものでございます。

また、勤務環境の整備に関する措置といたしましては、ア、職員に対する育児休業に係る研修の実施、イ、育児休業に関する相談体制の整備、ウ、その他育児休業に係る勤

務環境の整備に関する措置の3点について、任命権者の義務として新たに規定を追加したものでございます。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日でございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。議案第5号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 令和3年度城南衛生管理組合一般会計補正予算  
(第4号)

○**関谷智子議長** 次に、日程第5、議案第6号、令和3年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者(登壇)** ただ今議題となりました議案第6号、令和3年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第4号)の提案理由のご説明を申し上げます。

議案第6号の参考資料をご覧ください。

今回の補正予算は、地方自治法第213条第1項の規定により、年度内に完了が見込めない事業の繰越明許費を設定したものでございます。

クリーン21長谷山の積出しクレーン設備用巻上電動機の購入について、コロナ禍による電子部品等の不足や世界規模の輸送混雑等の影響により、機器材料の入手が困難となりまして、機器製作が遅延し、令和3年度内の納入が見込めなくなりましたことから、これを令和4年度に繰り越し、事業を執行してまいりたいと存じております。

なお、購入品の巻上電動機につきましては、故障時に備えて予備品として購入するものでございますので、納入が遅れることにより、クリーン21長谷山の運転に影響を与えることはございません。

以上が、補正予算の内容でございます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○関谷智子議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。議案第6号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○関谷智子議長 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 閉会中継続調査の申し出について

○関谷智子議長 次に、日程第6、閉会中継続調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

#### 日程第7 諸報告について

○**関谷智子議長** 次に、日程第7、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。

なお、閉会に当たりまして、管理者から挨拶の申し出がありますので、お受けいたします。

松村管理者。

○**松村淳子管理者**（登壇） 令和4年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、令和4年度一般会計予算をはじめ、本日提案をさせていただきました議案につきまして、いずれも可決を賜りまして誠にありがとうございました。

令和4年度は、適正な廃棄物処理事業の継続に努めますとともに、ごみ中継施設更新事業、新事務所棟建設事業及びクリーン21長谷山長寿命化事業など、将来の組合運営に必要な大型事業に取り組むことといたしております。また、地方財政の状況が厳しい中、今後も創意工夫を凝らしながら住民感覚に沿った組合運営を着実に進めてまいりたいと存じております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、まん延防止等重点措置が3月21日の期限をもって全面解除となりましたが、いまだ収束しておらず、引き続き警戒が必要であると考えております。職員一同、感染症対策を徹底し、さらに気を引き締めて、業務に取り組んでまいります。

さらに、議員各位からいただきましたご意見、ご指導を念頭に置きながら、構成市町と協同して、管内住民の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果たし、住民の皆様のご信頼と期待に応えられますよう、職員ともどもさらなる努力を続けてまいりたいと存じております。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後とも組合行政への一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○**関谷智子議長** ありがとうございました。以上でございます。

この3月をもって退職をされます職員の皆様、お世話になり本当にありがとうございました。今後とも城南衛生管理組合に対しまして、ご指導、ご鞭撻をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。ご苦労さまでございます。

午前10時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 関谷 智子

副議長 大西 吉文

議 員 亀田 優子

議 員 坂本 優子



## 参 考 資 料

(1) 予算特別委員会審査記録

(2) 議決議案

令和4年

城南衛生管理組合議会

予算特別委員会

審 査 記 録

## 予算特別委員会審査記録

日 時 令和4年2月25日（金）午前10時00分～午後0時54分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員	山口 克 浩	委員 長
	岡 田 久 雄	副委員 長
	中 村 正 臣	委 員
	宇佐美 ま り	委 員
	奥 村 文 浩	委 員
	小松原 一 哉	委 員
	樋 口 房 次	委 員
	秋 月 新 治	委 員
	池 田 輝 彦	委 員
	坂 本 優 子	委 員
	松 峯 茂	委 員
	関 谷 智 子	議 長（オブザーバー）
	大 西 吉 文	副 議 長（オブザーバー）

説 明 者	松 村 淳 子	管 理 者
	奥 田 敏 晴	副管理者
	堀 口 文 昭	副管理者
	信 貴 康 孝	副管理者
	西 谷 信 夫	副管理者
	汐 見 明 男	副管理者
	野 村 賢 治	専任副管理者
	その他幹部職員	

付託案件 議案第2号 令和4年度城南衛生管理組合一般会計予算

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費及び予備費を一括して審査
- ②衛生費を一括して審査
- ③歳入を一括して審査
- ④総括質問
- ⑤討論
- ⑥採決

午前10時00分開会

○山口克浩委員長 おはようございます。会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

本日の委員会は、飛沫防止対策として、執行部側の説明、質疑応答については、着席したままで行うことを認めておりますので、よろしく願いいたします。

ただ今の出席委員数は11人全員であります。既に定足数に達していますので、委員会は成立をいたしました。

ただ今から予算特別委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、関谷議長、大西副議長をはじめ、委員各位並びに正副管理者におかれましては、何かとご多忙の折にもかかわりませず、本委員会にご出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

本委員会は、去る2月15日の本会議において設置をされ、同日に開催をされました第1回目の委員会で正・副委員長を互選の結果、委員長には私、山口が、副委員長には岡田久雄委員が選出された次第であります。

誠に不慣れで、委員の皆様方には何かとご迷惑をおかけすることがあるかと存じますが、その点ご容赦をいただきまして、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

あらかじめ管理者から発言を求められていますので、これを許可いたします。

松村管理者。

○松村淳子管理者 おはようございます。

本日ここに令和4年城南衛生管理組合予算特別委員会が開催されましたところ、山口委員長、岡田副委員長をはじめ、委員各位におかれましては、何かとご多用のところ、ご参集を賜り、ありがとうございます。また、関谷議長、大西副議長におかれましても、公務ご多用中にもかかわらず、ご臨席を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年度は、組合運営の基本方針でございます「安心安全な工場運営」「住民感覚に沿った行財政改革」及び「循環型社会の構築に向けた事業の推進」の3つの基本方針のもと、適正な廃棄物処理事業の継続に努めますとともに、ごみ中継施設更新事業、新事務所棟建設事業及びクリーン21長谷山長寿命化事業などに取り組むこととしております。

また、広域行政のスケールメリットを発揮し、市町と連携、協同して、適正な廃棄物処理事業を推進することとし、令和4年度一般会計予算を編成いたしました。

令和4年度予算の内容につきましては、「一般会計予算書及び予算説明書」並びに議案第2号参考資料「令和4年度当初予算案の概要」のとおり、取りまとめをいたしましたところでございます。

それでは、案件の詳細につきまして担当よりご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○山口克浩委員長 議事に入ります前に、本委員会に付託をされました議案第2号

の審査の方法についてお諮りをいたします。

審査の方法については、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費について一括して審査をしたいと思っております。次に、衛生費について審査をしたいと思っております。次に、歳入については、全款を一括して審査をし、最後に総括質問を行うことにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山口克浩委員長 ご異議がないようですので、ただ今申し上げました方法で審査を行うことといたします。

#### [議会費・総務費・公債費・予備費]

○山口克浩委員長 これより審査に入ります。本委員会に付託されました議案第2号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

これより当局の説明を求めます。説明については、審査の順序に従いまして、各項目ごとに受けることにいたします。

それでは、まず、議会費、総務費、公債費、予備費について一括して説明を求めます。

西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 失礼いたします。それでは、議題となりました議案第2号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計予算のご説明を申し上げます。

なお、以降の説明におきまして、「令和4年度一般会計予算書及び予算説明書」につきましては「予算書」と、別冊の議案第2号参考資料「令和4年度当初予算案の概要」につきましては「概要書」と呼ばせていただき、ご説明申し上げたいと存じます。

最初に、概要書の表紙と目次をめくっていただき、次の1ページをご覧ください。

一番下に記載をいたしました。令和4年度当初予算総額といたしましては64億2,483万1,000円となり、対前年度比較では17億9,649万円の増加となっております。

また、事業費を賄います市町分担金につきましては35億9,145万5,000円となり、対前年度比較で1億2,490万4,000円の増加となっております。

それでは、歳出予算につきまして、議会費、総務費、並びに公債費、予備費の順にご説明を申し上げます。

まず、予算書13ページをご覧ください。

議会費からご説明を申し上げます。議会費では、組合議会議員22人の報酬200万6,000円をはじめ、旅費185万2,000円、会議録反訳調整に係ります委託料として70万1,000円など、議会費合計で465万9,000円を計上いたしております。

次に、総務費についてご説明申し上げます。予算書14ページから17ページの総務費では、組合の事務部門の管理運営に要する人件費及び物件費等を計上いたしております。

それでは、費目ごとに順次、ご説明を申し上げます。

最初に、予算書14ページから15ページの一般管理費をご覧願います。

予算額は、特別職7人の給与2,213万1,000円及び再任用短時間勤務職員を含む一般職員101人中、管理部門に属する36人分の給与3億6,033万9,000円を計上いたしましたほか、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与、職員健康診断等の委託料など、総額4億2,491万8,000円を計上いたしております。

人件費の状況につきましては、概要書の4ページをご覧願います。

令和4年1月1日現在の人員及び給与をもとに定期昇給などを考慮し、計上いたしております。

人件費の総額は8億6,174万9,000円で、対前年度比較8,487万3,000円、10.9%の増加となっております。

人件費に関連いたしまして、概要書の18ページから19ページをご覧願います。

ここでは、平成27年度以降に取り組みました行政改革等における職員給与の適正化や令和4年度の民間委託の状況について記載をいたしております。

18ページに記載のとおり、この間、給与の適正化を着実に進めるとともに、組織の見直しを実施いたしております。

また、安心安全な工場運営体制の推進といたしまして、概要書20ページにソフト面、ハード面における取組概要をまとめておりますので、ご覧おき願います。

次に、予算書にお戻りいただきまして、15ページ下段から16ページの文書広報費をご覧願います。

予算額は、広報紙の発行と環境まつりに要する経費など1,044万1,000円を計上いたしております。

概要書25ページをご覧願います。

広報広聴事業計画の概要を記載いたしております。

令和4年度は管内住民の環境意識の向上を図るため、情報発信媒体それぞれの特性を最大限に発揮し、世代を問わず有益な情報を積極的に発信するほか、地域・大学と連携・協働して、循環型社会の構築に向けた取組を進めることとしております。

主な取組内容といたしましては、広報紙、ホームページ、SNSによる情報発信、組合キャラクターの積極的な活用、環境まつりの開催等を通じて、より効果的な環境啓発や情報発信を図ることとしております。

なお、広報紙エコネット城南につきましては、通常号を年7回発行することとしておりますが、このうち7月号を子ども特集号として発行し、若年層の環境意識の醸成に向けた内容を盛り込むことで、大人から子どもまでより幅広い世代を対象に情報発信を行うこととしております。

また、令和4年度は組合設立60周年を迎えますことから、通常号とは別に、特別号1回の発行を行うこととしております。配布方法につきましては、新聞折り込

みに加え、年8回のうち1回に限り、ポスティング配布を実施いたします。

次に、予算書にお戻りいただきまして、16ページ2段目の財政管理費をご覧願います。

基金への積立金など合計3,375万6,000円を計上いたしております。

なお、財政調整基金及び転廃業助成基金の現在高の状況等につきましては、概要書の9ページをご覧願います。

①の財政調整基金は、これまで市町分担金の負担軽減を図るため、職員の退職手当の一部や補正予算の財源の一部に充当いたしております。令和4年度当初予算では取崩しを予定せず、令和4年度末現在高を3億7,949万7,000円と見込んでおります。

また、②の転廃業助成基金でございますが、令和2年度から3ヵ年かけて清算することとしておりました事業協同組合へのし尿収集運搬業務の委託開始に伴う転廃業助成金の交付につきましては、令和4年度をもって最終年度を迎え、4.43台分の転廃業助成金が発生することから、1億6,759万6,000円を取り崩すこととしております。

一方、転廃業助成基金への積立金でございますが、これまで助成金原資の確保のため行ってきました積立てにつきましても、令和4年度をもって完了することとなり、原資の不足760万8,000円の最終積立てを行うこととしております。これにより、転廃業助成基金の清算が完了する見込みとなっております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、16ページ3段目の会計管理費をご覧願います。

共通事務用品の一括購入費や火災保険料など、合計610万9,000円を計上し、また16ページ下段から17ページの企画費では、環境マネジメントシステムに係る外部評価等謝礼金など、合計55万2,000円を計上いたしております。

なお、環境マネジメントシステム及び地球温暖化対策につきましては、概要書の21ページにその取組の概要を記載いたしておりますので、ご覧おき願います。

次に、予算書の17ページ中段の公平委員会費では、委員報酬など5万7,000円を計上し、下段の監査委員費では、委員報酬など29万7,000円を計上いたしております。

続いて、公債費及び予備費についてご説明申し上げます。

まず、公債費でございますが、予算書の27ページをご覧願います。

令和4年度は、平成30年度折居清掃工場解体事業債等、計2件の据置期間が経過し、元金償還が開始となったことなどにより元金が増加しておりまして、元金で5億8,691万円、利子で1,531万6,000円、合計6億222万6,000円を計上いたしております。

なお、今後の組合債の現在高と償還額の推移につきましては、概要書の17ページに現時点の事業計画によります今後の見込みをグラフでお示しをいたしておりますので、そちらをご覧願います。

この間、平成21年度償還額の約13億7,000万円をピークに、これまでの建設事業の財源として借入れしました起債の償還が順次終了し、太枠の令和4年度予算の償還額は、ピーク時の約4割となる約6億円となりましたことにより、義務的経費でございます公債費負担の低減が図られ、分担金負担の縮減にも一定寄

与したものとなっております。

公債費の中期的な見込みといたしまして、折れ線グラフでお示しをいたしております現在高につきましては、下の表の②のリサイクルセンター長谷山建設や、③のクリーンパーク折居建設、現在進めております④のごみ中継施設建設、さらには、今後計画しております⑤の新事務所棟建設や⑥のクリーン21長谷山長寿命化事業に係る組合債発行等の要因により、令和9年度までは60億から70億円台を推移いたしますが、その後は減少に転じる見込みとなっております。

一方、棒グラフでお示しをいたしております償還額につきましては、今後も折居清掃工場更新事業債等の償還を予定しておりますが、起債償還負担が重ならないように建設事業の実施年度ごとに起債の借入金額の調整を行いました結果、償還が集中するようなことはなく、安定的な財政運営が図れるものと見込んでおります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、28ページ、予備費でございますが、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

議会費、総務費並びに公債費、予備費の説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○山口克浩委員長 これより、議会費、総務費、公債費、予備費についての審査に入ります。

なお、質問に際しましては、予算書もしくは予算案の概要書の何ページの項目について質問というふうをお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 よろしくお願いたします。

概要書1ページ、当初予算書の概要のI、予算総額及び市町分担金の前文より、新型コロナウイルス感染拡大に向けた業務の事業継続対策、BCPについて、2つお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染、オミクロン株が急増する中、イギリスにおいても、ごみの収集業務が滞って長い間放置されたという現状もありました。現時点での城南衛生管理組合における事業継続対策はどのように考えておられるのか、お聞かせ願えればと思います。

令和3年度の予算特別委員会では、栗山施設部長より、6名から7名までの班体制を変更したりですとか、それ以上の感染者が出た場合には日立造船等に人員補充を願うとご答弁いただきましたが、現時点での即時対応できる事業継続対策があるのか、教えていただきたいと思っております。

○山口克浩委員長 西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 当組合の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年4月に新型コロナウイルス感染症対応計画を策定いたしました。その後、国の動向等を踏まえさせていただいて、適宜、必要な修正を加え、見直しを行っております。



事業継続対策については、その対応計画の中で事業継続計画を明確にし、この事業継続計画により対応しているところですが、施設ごとに運営形態、委託している状況が異なりますので、おのずと事業継続対策も異なっています。

その中でクリーン21長谷山の例を挙げますと、即時実施できる対応策としましては、委託業者における班編成、組合職員から委託業者への欠員補充、ごみピット内におけるごみの積み上げなどがございます。例えば組合職員に多くの感染者が発生した場合は、委託業者の方で工場運転の大部分を行うことが可能です。一方、委託業者に多くの感染者が発生した場合は、他の職場の今まで経験した組合職員あるいはOB職員の活用により工場運転を全て行うことができるよう、工場運転経験者のリストアップを行っています。この場合は、体制を整えるのに数日間要することもあると思われまます。

また、感染状況により、やむを得ず工場運転を停止しなければならなくなった場合は、ごみの積み上げによる対応として、クリーン21長谷山とクリーンパーク折居で約1,000トン、住民の方から排出されるごみ換算量では約5日分を貯留することが可能でありますことから、たとえ焼却工場が停止した状況であってもごみの受入れの継続が可能と考えており、一日も欠かさないように努めてまいり所存でございます。

○山口克浩委員長 宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 大変よく分かりました。ありがとうございました。

2つ目の質疑でございますが、ごみ収集に直接当たる作業員等、エッセンシャルワーカーの配慮についてお尋ねいたします。

城南衛生管理組合は、ごみ収集に当たる作業員への業務には直接関与しておられないということを理解しておりますが、ごみ処理に関わる職員の感染リスクを下げなければ、安定的なごみ収集を継続することにはつながらないと思っております。各家庭から出されるごみの出し方、特に今ですと、鼻水の付着したマスクですとかティッシュペーパーの意識向上は大変必要なことだと思いますが、現時点では各市町のウェブページを注意深く検索していったら出てくるという状況のために、住民にはあまり浸透していないように思っています。回収車両で圧縮をかけたときにビニールが破裂する様子が想像でき、非常に危険ではないかと思っております。

そういった意味でも、城南衛生管理組合及びその構成市町の連携はとても大切なことだと思います。いま一度広報活動に力を入れるなどの対策が必要だと思います。例えば、各市町の広報紙に載せるですとか、ごみ収集所に環境省のチラシを掲示するというのもいい方法だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○山口克浩委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 失礼します。まず、当組合におきましては、各市町と定期的を実施しております担当課長会議を通じるなど、ごみの処理等について様々な情報共有や協議を行い、協力・連携をしております。また、各市町でやっておられます

収集に関するコロナ等感染対策について市町に確認をしております、大きな課題にはなっていないというふうに聞いております。

ただし、住民には浸透していないと思われる点につきましては、当組合を含む各市町において、ホームページや広報紙などへの掲載などでコロナ対策の周知を行っているところではありますが、委員ご指摘の内容も含めまして、改めて市町に情報共有し、啓発活動に努めてまいりたいと思います。

○山口克浩委員長 宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 ありがとうございます。各施設にそれぞれコロナ感染症における業務の事業継続対策、BCPを先手を打った形で対応策を用意されているということを聞かせていただいて、大変安心いたしました。

また、ごみ収集に直接当たる作業員、エッセンシャルワーカーへの配慮についても、改めて各市町と情報共有しながら連携を図ってもらうなど、事が起こってからではなく前もって取り組まれていることに敬意を払うとともに、私自身も地域住民と共に協力してまいりたいということをお伝えいたしまして、質疑を終了させていただきます。

以上です。

○山口克浩委員長 ほかに質疑はございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 よろしくお願ひします。

先ほど宇佐美委員の方からも質問があったんですけど、まず、コロナの関係で、この感染状況はいろいろお知らせもしていただいているんですが、この感染の状況はどうだったんでしょうか、これまでの間。

○山口克浩委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 これまでの当組合の感染状況ですけども、発生するたびに、議員さんの方には報道連絡とともにお知らせはさせていただいているという状況ですが。この間、当組合におきましては、トータル7名、感染をしております。昨年の令和3年の7月に2人、それから、今年に入りまして5人の感染という状況になっております。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 感染が出た場所、それはどこになりますか。令和3年7月の時点のはどこだったのでしょうか。令和4年のどこやったのでしょうか。

○山口克浩委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 令和3年の7月に2人出ておりますが、こちらについては2人とも、クリーン21長谷山になります。令和4年に入りましてからは、クリーン21長谷山が3名、それから、グリーンヒル三郷山で1名、それから、エコ・ポート長谷山で1名となっております。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 これ、全国でも広がっているので、幾ら気をつけていてもどうしても感染者は出てくると思うんですね。宇治市でも収集業務のところでも出ていますし、もうそういう状況なんですけども。専門的な工場運転の委託のところでは出てなかったですか。

○山口克浩委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 委託業者の方からは一切出ておりません。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。対応って、これ、早いこと収束させるしかないんですが。それで、どうしても住民との接触とか、いろんな方と接触が多いところなんですけども、この対策で、簡易キットで検査するとか、そういうようなことは実際的にされてないのでしょうか。

○山口克浩委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 今回感染をしまして、当然保健所さんの方で調査をされて、その形で濃厚接触者であればPCRという、そういった形が通常かなと思うんですけども、やはりなかなか当組合としても感染拡大を防止していくというようなところが必要ですので、それぞれコロナの感染者が出ましたら、その職員に接触がなかったかどうか調査をして、一定接触のある者についてはPCR検査の方をさせていただいて、その結果で感染拡大がしてないというようなところの確認をさせていただくというのもさせていただいています。

また、それ以上というものもございますので、抗原検査キット、こちらの方を組合でも一定用意させていただいて、職場内感染がどこまで広がっているか、そういうのがないという確認をするようなところで検査キットを使って確認というのでも一部実施しております。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。そういう手だても取らないと、どうしても押さえ切れないと思うんですね。もう保健所任せでは絶対無理なので、やっぱり簡易キットなんかを使って、ぜひ予防策というか、それをしていただきたいと思いま

す。このことについては、以上です。

人件費の方を質問したいんですが、よろしいですか。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 人件費のところ、概要書の4ページにも書いてあるんですけども、職員、一般職でいえば93人、フルタイム再任用が3年度から比べて3人減って1人と。再任用の方が8人ということで、令和3年度と比べて2人増になっているんですけども。令和3年度と比較してこういうふうな形になったというのは何か理由があるんでしょうか。

○山口克浩委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 こちらの方の職員数なり再任用の勤務職員の数なんですけども、こちらのページにも書かせていただいていますように、令和4年度の予算であれば令和4年の1月1日現在、要は今現在の人員、その分を予算化させていただくというふうにしております。ですので、令和3年度につきましては、令和3年の1月1日、要は令和2年度での体制で予算を組ませていただくというような形でそれぞれさせていただいておりますので、今の令和3年度の必要人員の方での予算というような形でさせていただいておりますので、当然令和4年度になれば令和4年度で必要な執行体制を組んで人員が出ますので、その折には少し予算の中でやりくりしていくというような形になるかなと思っております。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 そしたら、再任用の短時間勤務職というのはどういう仕事の形態になるんでしょうか。

○山口克浩委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 こちらの方の再任用の短時間勤務職員ということで、基本的にはこの8名今いられている方についてはハーフで来ていただくということになります。ですので、2.5ですね。こちらの方でそれぞれ職場の方で勤務していただいているという状況です。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 質問にも出したんですけど、会計年度任用職の方、5人ということになっていて、前年度比で7人減ということになっているんですけども、これは何でなんんでしょうか。

○山口克浩委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 こちらの方も、現在勤務していただいている会計年度任用職員さんの方の人数という形になっています。5人につきましては、3名が宿日直さん、こちらの方に3名、それから、エコ・ポート長谷山の方の工房の方の一般事務ということで、それぞれ補助業務というような形でついていただいております。ですので、7人減りましたのも、令和3年度にはそれ以外に補助的な業務ということでそれぞれ勤務していただいたものが、令和3年度現在はその方たちには勤務はありませんので、それで7名減っているという状況です。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 理屈に合う説明をしていただいたんですが、会計年度任用職員の方の勤務年数というのはどれぐらいになっているんですか。分かりますか。

○山口克浩委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 勤務年数ですね。宿日直さん3名の方は、会計年度の職員さんとしては令和2年度から導入ですので、実際にはその前段で嘱託職員という形で来ていただいた方に継続していただいておりますので、3名のうち、8年目の方が1人、6年目の方が1人、それから、1人が2年目となっております。すいません。あくまでも令和4年度に入られたらということで、すいません。エコ・ポート長谷山の方が、来年度働いていただくと13年目と14年目となっております。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。何か経験はあるけども、やっぱり何年働いても一緒やしね、給料は。それ、一年一年で契約しているんですよ。そういう形ですよ。こういう方がいらっしやらないととても回っていかないと思うんですけどね。そういう形態にあるということですね。

これはやっぱりどこでもそうですけども、やっぱり人件費を抑えるのにこういう形になっているんですけど、大変遺憾だなというふうに思います。このことについてはまた後でお聞きします。分かりました。

○山口克浩委員長 ほかに質疑はございませんか。

池田委員。

○池田輝彦委員 よろしくお願いたします。

予算書及び予算説明書の15ページですかね。一般管理費の中で、ナンバー的には18ですか、講習会等負担金とあります。どういった内容での支出になるんでしょうか。

○山口克浩委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 一般管理費に積ませていただいている講習会等負担金ですが、こちらは基本的に職員が外部機関なりに研修等に参加するための経費という形になっております。例えば出納事務、契約事務のような専門事務に係る研修、また、廃棄物処理施設の技術管理者なり危険作業主任者、ボイラー技士、こういった各施設で必要となる資格を取得するための経費、講習費という形になっております。

○山口克浩委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 分かりました。非常に講習会等、大切だと思いますし、様々な知識、技術を高めていただきたいと思います。

次に、18ページの清掃総務費の中のナンバーでいうと7ですか、技術助言者等謝礼金。これもどういった内容の予算立てになっているのでしょうか。

○山口克浩委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 こちらに計上します技術助言者等謝礼金ですが、1つには、大学の先生をアドバイザーという形で委嘱しまして、廃棄物処理に関する課題なり、そういったところについて技術助言をいただいているという形にしております。また、令和4年度からさらなる人材育成ということで、運転管理等の技術的な知識習得のため、運転管理の知識技術を持っているそういう人材に研修をしていただくというようなことも考えておりますので、そのための謝礼、講師謝礼というような形で計上させていただいております。

○山口克浩委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 こちらもどんどん新しい技術等が開発されたり、研究も必要だと思いますので、また、研究の方もしっかりしていただきたいと思います。

次に、予算の概要の方ですね。1ページの(7)ですかね。脱炭素社会や循環型社会の構築に向けた取組の推進、また、21ページにも、脱炭素社会構築に向けた施策を推進するというふうにございます。

国の方も、補助金を出しまして、脱炭素社会実現に向けて各自治体等が取り組めるような補助金も出していただいておりますけども、この城南衛生管理組合としてのそういった補助金を使つての取組等、現在ありますでしょうか。また、今後の構想などはございますでしょうか。

○山口克浩委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 組合といたしまして、国の国費を使つての脱炭素社会の実現に向けてということで、現状、二酸化炭素削減効果が見込める事業に活用できます国の補助制度につきましては、循環型社会形成推進交付金、それと二酸化炭

素排出抑制対策事業費等補助金という2種類の補助制度がございます。

現在取組を進めさせていただいておりますクリーン21長谷山長寿命化事業ですけれども、こちらで基幹的設備改良工事というのを計画しております、例えばその循環型社会推進交付金を活用する場合は、施設稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量、これが3%以上削減される場合は交付率3分の1ということで措置される制度がございます。一方、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合につきましては、これは二酸化炭素の量が5%以上削減するなどの整備に対して2分の1の補助率ということで措置がされる制度がございます。

クリーン21長谷山長寿命化事業は、基幹的設備改良工事に伴ってより二酸化炭素の削減が期待でき、また、より多くの財源を確保できます二酸化炭素排出抑制対策等事業費補助金、2分の1措置される方の補助金ですけれども、こちらの活用を現在検討、計画いたしております。現時点で老朽化した設備をより高効率な機器に更新することで、CO<sub>2</sub>削減率15.4%を見込んでいるという状況でございます。

あと、それ以外の今後の構想については、現状、削減効果が見込めるという事業はございませんが、今後、事業計画に当たっては、その都度良質な財源なりを確保、そういったことを研究してまいりたいというふうに考えております。

○山口克浩委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 多くの自治体がゼロカーボンシティの宣言をしまして、様々な取組を現在始めておるところでございます、この国の補助金を活用してやる非常に有効なことだと思いますので、また研究していただきまして、脱炭素社会に向けてしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

続きまして、9ページの転廃業助成基金ということで、令和4年をもって積立完了というふうになっております。以前からかなりの額の基金を積み立てて対応してきたということですが、いよいよ積立完了ということで、これでこういった関連の費用はもうなくなっていくという理解でよろしいのでしょうか。

○山口克浩委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 転廃業助成につきましては、委員ご指摘のとおり、当初は52台分、こういった形であったものについて、し尿収集量減により減車ということで助成を行ってきているというところであります。令和2年度に委託業者の方が事業協同組合という形で一括委託という形になりましたので、その令和2年度を清算年度ということで、残台数については、令和2年度から4年度の3か年で分割で支払って終了というような形で実施しております。その最終年度ということで、この間積立てさせていただいております額に、最終不足分が760万程度ございましたので、こちらを令和4年度に最後積立てさせていただいて原資確保としております。

ですので、こちらの方の形で令和4年度に転廃業の助成をしますと基金につい

ては終了となりますので、今後、こちらの方に関して構成市町へ負担をお願いする  
ということはありません。

○山口克浩委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 分かりました。業者の方も長年こういったお仕事をさせていただき  
まして、非常にこれからもまだ続くお仕事でもございますけれども、だんだん需  
要が減っていく中で、業者に対して非常に親切なというか、心配りというか、業者  
を守っていく取組も粘り強くしていただいて、いよいよ終わったということで、  
非常に一安心というふうに思っております。

最後に、18ページの行政改革の取組についてですけれども、これまでの取組を  
記載していただいております。少しずつ少しずつ改革していただいているという  
ふうに思っておりますが、今後の展開、取組などご構想がありましたらお聞かせ願  
いたいと思います。

○山口克浩委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 行財政改革の取組でございますけれども、当組合、平成  
13年度には166人でありました職員が、現在ご審議をいただいております令  
和4年度の当初予算案では、一般職で93人、短時間の再任用8名の、これはハー  
フですので、加えましても97人ということでお願いをしております。これは、平  
成18年度から、クリーン21長谷山の夜間運転委託など、民間の力を借りること  
で、組合自身はその体制を縮小させてきたものでありますけれども、この間の  
行財政改革につきましても留意してきた視点がございます。

それは、業務を民間に委託する場合であっても、委託者としての行政責任を果た  
す必要がありまして、委託業者へのコントロールが利かないことがないように、ま  
た、そのためにも職員の技術力の育成が必要でありますので、組合自身の体制を一  
定確保してまいりました。

さらに、施設を建設したり大規模の改修を行う場合には、それを担当する職員が  
必要ですけれども、こうしたハードの整備については年次計画を立てて取り組ん  
でまいりました。例えば、来年度中に完成予定の中継施設の建設に携わっている職  
員は、クリーン21長谷山の長寿命化の検討に回ることができますし、クリーンパ  
ーク折居の新事務所棟が完成した暁には、グリーンヒル三郷山や奥山処分場の在  
り方について検討を行うこともできるというふうに考えております。こうした工  
夫で職員数の増加を抑えてきたというのがこれまでの取組でございます。

また、今後の大きな課題としましては、プラスチックの資源循環促進法が今年4  
月に施行されまして、容器包装プラスチックと併せて、その他のプラスチックも回  
収して再資源化を進める必要がございます。これについてどのように対応してい  
くのか検討しなければならないというふうに考えております。

全体の今後の行財政改革の取組ということでございますけれども、当組合の基  
本方針の最初に掲げていますのが、「安心安全な工場運転」ということでございま  
す。まずは、この「安心安全な工場運転」を最優先としまして、同じく基本方針に



掲げています「住民感覚に沿った行財政改革」ということについては、これまでの考え方と同様でございますけれども、行政としての責任及び社会から求められる役割を果たしつつ、民間を活用できる場合や効率的な運営が行える場合には、新たな課題への対応も含めまして検討していきたいというふうに考えております。

○山口克浩委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 ありがとうございます。どうしても視点が人員云々という話になりがちですけれども、決してそこだけではないのかなというふうに思っておりますので、非常に大切な組織でもございますし、しっかりその使命を果たせる、また、新しい形の常に変化し続ける組織であっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○山口克浩委員長 ほかに。

坂本委員。

○坂本優子委員 関連でちょっと2点お聞きしたいんですけど、先ほどし尿処理の関係で池田委員の方からもありましたが、これで基金の方は積立ては終わりということなんですが、これ、この管内でし尿処理の件数というのはこの令和3年度末ではどれぐらいになるのでしょうか。

○山口克浩委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 ただ今の質問ですけども、令和2年度の決算でお知らせしますと、こちらの方は定期収集と臨時収集に分かれておりまして、定期収集は、ほぼ月1回か2回程度のところでローテーションで回させていただいております。あとは、臨時的な依頼があったところをこなす、その件数をそれぞれお知らせします。その定期収集というのが3,417世帯ございます。臨時収集に関しましては、こちらも件数ですけども、年間3,437件ということになっております。

以上でございます。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 この基金をためていくというのはもう終わりだけでも、業務は継続してやっただいていくわけですね、これだけ需要があるということ言えば、転廃をしたときには助成をすると、通常でそのまま仕事をしていただく場合は、委託料を払っていくという仕組みになるのでしょうか。それは変化がないということになるのでしょうか。

○山口克浩委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 ただ今、坂本委員の方からありましたように、毎年、委託の方は、昨年度の実績に応じた委託台数がございますので、こちらは令和2年度から事業協同組合ということで一括委託になりまして、総台数ということで契約させていただいています。これは毎年それに応じた金額を出させていたいただいと。

転廃業助成金に関しましては、し尿はもうなくなっていく、いずれはなくなるということで、当組合の金銭補償ということで、手厚く補償ということをやっておりますけれども、事業協同組合が令和2年度に設立されましたので、業者の方が手を組んで、いずれは、今5業者で組んでおるんですけども、縮小していきます。何社かは多分撤退するのではないかなというふうには思っております。どうなるか分かりませんが、数社撤退しても、あとの業者の方で協同して収集を継続していただくという収集体制が構築できたというのが非常に大きいかと思われま。

以上でございます。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 そしたら、すいません、勉強不足で申し訳ないんですけども、協同組合の方で、例えば月に3,000件、定期で収集したと。それが12か月掛けるということになるんですけども、そこにかかった費用については協同組合の方に出していく。その協同組合の方で会計、A社にどれぐらいとか、その計算も協同組合で一括でされていくという、そういう仕組みに今なっているんでしょうか。

○山口克浩委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 ただ今の金額の、協同組合の方で分配されるというのが本来の形ですけども、今うちの方でも収集、3市3町ございますので、収集地域に応じて実績を追っております。それに対する委託台数というのを出します。その積算に従って、業者の方はずの積算、今のところはその積算に従って分配されているようです。ただ、将来的に、先ほど言いましたように、1社か2社、もうやめたいと言われましたら、ほかの業者でどうするという事は、これから、協同組合になりましたので、中で話し合っただいて、協同組合と協議させていただいた上で金額の方は話し合っていくという形には将来的になっていくのかなと思われま。

以上でございます。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 そしたら、協同組合の方には今何社が入っていて、その会計、それはどこでチェックがかけられますか。かけているんですか。

○山口克浩委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 協同組合の方でチェックされるということによろしいですかね。うちの方は積算に応じて協同組合に一括お支払いしているわけなんですけども、5社で協同組合を設立しておりますので、それと、事務局というのがございます。事務局の方が一括して契約窓口になって5社に分配しているという形が本来なんですけども、うちの振り分けのとおり金額で分配されていますので、そのチェックというのは、ちょっとうちの方も積算に応じた金額をそのままお支払いしているという形、毎月各社の金額をお支払いしているので、チェックの方は各企業さんで独自でされているのか、多分、事務局の方はその部分はノータッチと思うんですけども、各業者の方で検収はされているかと思われまます。

以上でございます。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。その件については、分かりました。

それと、もう1件の関連なんですけど、19ページの先ほどありました行革の関係なんですけど、取り組んでこられたということで、19ページに6事業のところの委託料も書かれていますけども。先ほど専任副管理者の方からもおっしゃっていましたが、やっぱり全部丸投げじゃなくて、職員のノウハウ、そういうのもちゃんと研修もされながら、高めながら、その安全安心な体制でやっているということでおっしゃっていたんですけどね。上から職員が配置されている人数というのは分かりますでしょうか。

○山口克浩委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 それぞれの施設の組合の職員ということによろしいでしょうか。

上から、クリーンピア沢の方ですけども、クリーンピア沢と沢中継場、こちらはともにこの本庁の方にありまして、これを所管しておりますのが施設課となっておりますので、施設課全体では職員定数的には9名という形になっております。

それから、クリーンパーク折居につきましては、こちらの方はモニタリング業務という形で職員を配置しておりますので、職員としては4名配置となっております。

その下、エコ・ポート長谷山につきましては、こちらの方が工房担当も含めて、職員定数としては5名配置となっております。

クリーン21長谷山につきましては、職員定数的には27名の配置となっております。内訳的には、職員が24名にフルタイムの再任用さん1人、それから、ハーフの再任用が4名となっておりますので、4名ですので2名換算となりますので、27名、定数的に配置という形です。

その下のリサイクルセンター長谷山につきましては、職員定数的には13名の配置となっております。こちら職員12名とハーフの再任用が2名という形の配置となっております。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。以前に折居清掃工場の方でいろんな事が、あったわけですよ。それ、結局、何でそうなったのかというのが、委託の関係で責任が曖昧にされて、いろんなことが起こったという、もうこれ10年以上前のことなんですけど、ありました。

やっぱり職員さんがきちっと管理をどこの工場のところでも作業のところでも見ていただかないと、ちょっと安心できないというのをすごく思っていますね。そういうことで今お聞きしたんですけども。この件については分かりました。

以上です。

○山口克浩委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山口克浩委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で、議会費、総務費、公債費、予備費についての審査を終結いたします。

#### [衛生費]

○山口克浩委員長 次に、衛生費について説明を求めます。  
西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 続きまして、衛生費全般についてご説明申し上げます。

衛生費は、組合の根幹業務であります、し尿及びごみ処理事業に要する経費が主なものでございます。

それでは、費目ごとに順次ご説明申し上げます。

まず、予算書の18ページ上段の清掃総務費をご覧ください。

ここでは、し尿・ごみ部門の管理運営に従事する一般職員等の人件費及び組合各施設の場内整備管理業務等委託料などを計上いたしております。清掃総務費の合計額は4億8,423万6,000円となり、対前年度比較では332万7,000円の増額となっております。この要因は、この費目に計上している職員給が人員の増により203万3,000円増額となったことなどによるものでございます。

次に、予算書の18ページ下段から19ページのし尿委託費をご覧ください。

事業協同組合への一括委託を実施いたしておりますくみ取り家庭等の定期収集、臨時収集などに要するし尿収集運搬委託料など、総額3億3,329万5,000円を計上いたしており、対前年度比較で5,292万円の増額となっております。これは、し尿の収集運搬委託台数の減少に伴い、し尿収集運搬業務等委託料が減額となったものの、転廃業助成金の交付が最終年度を迎え、助成台数が4.43台発生し、対前年度比較で5,410万円の増額となる1億6,759万6,000円を計上したことによるものです。

次に、予算書の19ページ下段の徴収費をご覧ください。

し尿処理手数料徴収事務に要する経費、合計777万7,000円を計上いたしており、対前年度比較で546万7,000円の増額となっております。これは、し尿処理手数料のキャッシュレス決済及びコンビニエンスストア収納の導入に向けたシステム改修費用等が皆増となったことによるものです。

詳細につきましては、概要書26ページをご覧ください。

これまで当組合指定の取扱窓口及び金融機関に限り納付可能としておりました納付書によるし尿処理手数料の支払いにつきましては、新たにスマートフォンを活用したキャッシュレス決済及びコンビニエンスストアでの支払いができるサービスを導入することで、納付者の利便性の向上を図るものであり、令和4年度中に既存の収納システムを改修し、令和5年4月徴収分からのサービス開始を計画しております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、20ページ上段のし尿処理費をご覧ください。

し尿処理費の総額は1億4,272万円となり、対前年度比較では1,723万9,000円の増額となっております。これはクリーンピア沢の老朽設備改修整備工事などの維持管理経費の増によるものでございます。

ここで概要書の23ページ、上の表をご覧ください。

ここでは、過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の搬入実績と令和3年度、4年度の推計量をお示しいたしております。令和4年度の処理計画では、2万9,279キロリットルのし尿及び浄化槽汚泥を処理する予定でございます。なお、全体搬入量は平成28年度実績の66%に減少しています。

続きまして、ごみ関係経費のご説明を申し上げます。

予算書にお戻りいただきまして、20ページ下段から21ページのごみ焼却費をご覧ください。

ごみ焼却費の総額は15億37万3,000円となり、クリーン21長谷山の定期点検保守整備工事費の減少やクリーンパーク折居の補修費等の変動に伴う運営業務委託料の減少等により、対前年度比較では1億1,859万6,000円の減額となっております。

ごみ焼却費の内訳につきましては、概要書の3ページをご覧ください。

表2、上の表の中ほど、ごみ焼却費の欄に記載いたしておりますとおり、クリーン21長谷山に要する経費として1億1,057万円、クリーンパーク折居に要する経費として3億8,980万3,000円を計上いたしております。

なお、先般、両常任委員会においてご報告させていただきました新名神高速道路建設に伴う専用排水管移設工事に係る経費のうち、令和4年度実施分の3,333万円につきましても、ごみ焼却費のクリーン21長谷山に要する経費として計上いたしております。概要書30ページに事業の詳細を記載いたしておりますので、ご覧おき願います。

次に、予算書にお戻りいただきまして、21ページ下段から22ページのごみ中継費をご覧ください。

ごみ中継車両の維持管理経費や現行のごみ中継施設の維持管理を含む運転委託料に加え、現在進めておりますごみ中継施設更新事業に要する経費など、総額20億2,300万1,000円を計上いたしております。令和4年度は、ごみ中継施設

更新工事が最終年度を迎え、事業費が大きく増加したことにより、前年度比較で15億7,416万3,000円の増額となっています。

概要書の27ページをご覧ください。

ここでは、ごみ中継施設更新事業の概要を記載いたしております。令和3年2月に契約を締結いたしましたごみ中継施設更新工事につきましては、保健所の指導のもと汚染土壌対策を終え、今年度中に新施設の基礎杭の打設に着手することとしております。令和4年度につきましては、年内に施設の建設及び機械設備の設置を行い、令和5年1月に試運転を開始、令和5年度当初からの施設稼働を目指す計画としており、令和4年度実施分として19億8,189万4,000円を予算計上いたしております。その内訳は、ごみ中継施設更新工事費19億6,483万4,000円、同施工監理業務委託費1,706万円です。

なお、これまで既設中継施設の更新事業は循環型社会形成推進交付金対象ではなかったことから、国への要望等を行ってまいりました。その甲斐もあり、令和3年度から本事業は交付対象となり、財源内訳のとおり、2ヵ年総額5億3,727万7,000円の国庫支出金が見込まれ、市町分担金の軽減に寄与することとなります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、22ページ下段から23ページのリサイクル費をご覧ください。

缶、瓶、ペットボトルなど容器包装廃棄物等の資源化事業及びリサイクル工場の運営に要する経費、プラスチック製容器包装の資源化処理に要する経費を計上いたしております。リサイクル費の総額は3億8,198万9,000円となっており、定期点検保守整備工事費の増等により、対前年度比較で6,194万8,000円の増額となっています。

概要書の31ページをご覧ください。

エコ・ポート長谷山の工房運営計画の概要を記載しております。平成17年度から開設しておりますガラス工房・衣服工房をはじめとする各種工房・教室の取組は大変好評をいただいております。令和4年度におきましても、エコ・ポート長谷山において各種工房・教室を開催するほか、構成市町のイベントや、小学校・自治会などの各種団体への出前講座にも積極的に取り組みます。

次に、予算書にお戻りいただきまして、23ページ下段から24ページのごみ破碎費をご覧ください。

不燃物の破碎・選別処理に必要な運転経費のほか、破碎廃棄物の運搬及び処分委託料など、総額2億7,637万5,000円を計上しており、定期点検保守整備工事費の増等により、対前年度比較では3,583万5,000円の増額となっています。

次に、予算書24ページ下段から25ページのごみ埋立費をご覧ください。

ごみ埋立費は、グリーンヒル三郷山及び奥山埋立処分地排水処理施設の維持管理費、大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業負担金など、合計で1億1,684万8,000円を計上しており、対前年度比較では5,217万6,000円の増額となっています。これは、グリーンヒル三郷山において老朽設備改修整備工事費が皆増となったことや、奥山埋立処分地の廃止に向けた検討業務委託料が皆増となったことなどによるものでございます。

概要書の最後のページ、32ページをご覧ください。

ここでは、グリーンヒル三郷山の埋立処分実績と埋立計画の概要を記載いたしております。令和4年度につきましては、埋立処分地の測量業務に466万4,000円を計上しており、正確な埋立量及び残余容量の算定を行うことで、今後の埋立処分地の延命化対策や過剰浸出水対策等の検討に活用していく計画としております。

また、奥山埋立処分地の廃止に向けた検討業務につきましては、概要書の29ページ、クリーン21長谷山長寿命化事業等をご覧ください。

4行目から記載しておりますが、奥山埋立処分地の排水処理施設の老朽化対策につきましては、令和2年度に実施いたしました奥山埋立処分地排水処理施設基本対策検討業務において、施設更新が最も効果的と示されたところがございます。しかしながら、施設更新には多額の費用を要することから、令和4年度につきましては、改めて奥山埋立処分地の現状を把握し、廃止までに要する期間や廃止に向けた検討を行い、今後の排水処理施設の整備の要否を含めた課題の検討を進める計画としており、その検討業務委託料に1,918万4,000円を計上いたしております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、25ページ下段の新事務所棟建設事業費をご覧ください。

前年度予算では新庁舎建設事業費としていた事業費目をクリーンパーク折居に附属する建物として新事務所棟建設事業費に改め、新事務所棟建設に要する工事費や監理業務委託料、その他事業に必要な調査・事務経費など、総額6,145万7,000円を計上いたしております。令和4年度は、建設工事の開始により、対前年度比較で2,366万9,000円の増額となっております。

概要書の28ページをご覧ください。

ここでは、新事務所棟建設事業の概要を記載しております。新しい庁舎は、隣接するクリーンパーク折居と一体の事務所棟として建設する計画としており、2カ年の工事期間を経て、令和6年度の供用開始を目指しております。令和4年度につきましては、建設工事費として2カ年総額8億6,460万円のうち4,323万円、監理業務委託費として2カ年総額2,222万円のうち111万1,000円を計上いたしております。

最後に、予算書にお戻りいただきまして、26ページのクリーン21長谷山長寿命化事業費をご覧ください。

こちらにつきましては、令和4年度から新たに追加した事業費目でございます。事業の概要につきましては、概要書の29ページをご覧ください。

クリーン21長谷山は、令和2年度に策定いたしましたクリーン21長谷山長寿命化総合計画に基づき、令和5年度から基幹的設備改良工事を実施することとし、令和4年度につきましては、その準備として発注仕様書作成業務及び地域計画の変更などを行う計画としており、事業に必要な支援業務委託料として874万5,000円を計上いたしております。

衛生費関係の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○山口克浩委員長 これより衛生費の審査に入ります。

質疑はございませんか。

宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 よろしくお祈いします。

概要書21ページ、環境マネジメントシステム及び地球温暖化対策、ボトルt o ボトル事業について、2つお尋ねいたします。

まず1つ目ですが、ペットボトルは今まで日本容器包装リサイクル協会に引き渡されて、シートや繊維、またはパレット等に加工を再生され、不要となったものは焼却処分されたと聞いています。

このたび、城南衛生管理組合とサントリーグループは、ペットボトルのボトルt o ボトルリサイクル事業を基盤とした持続可能な地域づくりに関する協定を締結され、脱炭素社会や循環型社会の構築に取り組みられておられます。その事業内容は、回収されたペットボトルを繰り返しペットボトルに再生利用される仕組みと認識しております。

そのためには、キャップ、包装資材、ボトルに分別することが大変重要になると思うんですけども、私自身日常感じることは、スーパーなどの回収ボックスには、やはりジュース等が残っていたりですとか、あと、ラベルがついているものが多々見られるのが現状でございます。事業実現のためには、地域住民、自治体、企業、三位一体の活動を構築する必要があると思いますが、広報活動も含めてどのように推進されているのかをお尋ねいたします。

○山口克浩委員長 別所エコ・ポート長谷山所長。

○別所尚紀エコ・ポート長谷山所長 各市町で回収されましたペットボトルについては、現状、キャップ、それからラベルがついているもの、それから、中身が残っていたり異物が混入されているものが幾つも見受けられます。エコ・ポート長谷山では、これらを手選別によって取り除くことで品質を保っている状況でありまして、住民の皆様には適切な分別をお願いしているところです。

そうした中、サントリーグループさんとペットボトルのボトルt o ボトルリサイクル事業を基盤としました持続可能な地域づくりの推進に関する協定を締結したところ、新聞、テレビ、ラジオの計11社、それから、京都子ども記者クラブなど、非常にたくさんのメディアに取り上げていただきまして、管内住民の皆様にも関心を持っていただけたのではないかなというふうに感じております。

私どもとしましては、この機会を逃すことなく、施設見学など、組合の持つ施設、資源を有効に活用しましてこの取組の意義をお伝えするとともに、この3月、それから4月には、当組合の広報紙エコネット城南、それから、構成市町の広報紙によって周知啓発を行っていく予定となっております。

さらには、管内にあります京都文教大学とも連携をしまして、施設見学にやってくる管内の小学4年生をターゲットにしまして、啓発ツールの開発であるとか施設見学のプログラム、こちらの方を充実させていくような取組なども進めていくことしております。



委員からご指摘をいただきましたスーパーなどの回収ボックスで集められているペットボトルなんですけども、こちらの方は産業廃棄物に該当しまして、私どもの一般廃棄物処理施設には搬入されないものというふうになっておりますが、持続可能な地域づくりを実現するためには、やはり地域の企業・事業者の方にもこの取組に参画していただくことが重要だというふうには認識しております。

そのために、このボトルt o ボトルリサイクル事業の取組について関心を持たれました企業・事業者の方に対しましては、サントリーグループさんと共に、情報の提供、支援を引き続き行ってまいりたいというふうを考えております。

このように住民の方、地域、企業の方、そして3市3町と私どもが一体となりまして、持続可能な地域づくりを推進してまいりたいというふうを考えております。

○山口克浩委員長 宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 ありがとうございます。スーパーなどの回収ボックスで集められているペットボトルは産業廃棄物であり、各市町で回収されているものとは違うこと、私の理解が不足していたことを含めて、今のご説明がよく分かりました。ありがとうございました。

2つ目ですけれども、世界中で問題となっていますプラスチックごみやマイクロプラスチックの問題はとても深刻で、次の世代を担う子供たちにとってもカーボンニュートラルの達成は必要不可欠なことだと思っています。

例えば新型コロナウイルスが終息した後になると思うんですけれども、小中学校の総合的な学習の時間を利用した環境学習としてボトルt o ボトル事業を主とした工場見学を実施したりですとか、小中学校への啓発キャンペーンとして環境とかごみの収集のポスターを募集して、ごみの回収ボックスにその採用ポスターを掲示するというのもよい方法だと思っています。また、ペットボトルの回収方法を明示して、そのことが地域環境を改善する一助になっていることなどをハートに訴えるPRも大切だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○山口克浩委員長 別所所長。

○別所尚紀エコ・ポート長谷山所長 ボトルt o ボトルリサイクル事業は、住民の皆様にとっても非常に分かりやすく、環境意識の高まりにもインパクトのある取組であるというふうを考えております。

まず、工場見学、サントリーの工場見学となりますと、こちらはももとの一般の方々の見学の受入れを行っておられないということで、安全対策を含めて見学者を想定した設備は整っていないということで、現時点では実現は困難な状況にはあるんですけれども、いただきましたようなご提案は非常にありがたく思っております。

そうした啓発活動を通じまして、住民の皆様、それから企業・事業者の方々の環境意識が今以上に向上していくことで、この地域の持続可能な地域づくりの推進というところに貢献できますように、サントリー、それから3市3町とも連携しまして、今後こういったことができるのか、委員のご提案も含めまして検討してまい

りたいというふうに考えております。

○山口克浩委員長 宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 ありがとうございます。ボトル to ボトルリサイクルは、地球環境を考えてもとても有効な事業だと思います。今、報道を通してすごく関心が高まっているこの機を逃さず、広報活動や教育活動、あらゆる手法を駆使して周知啓発をしていく中で、地域住民と企業、自治体が協力して、リデュース、リユース、リサイクルの循環型社会を実現できるものと思っていますので、今後の取組に期待をいたしまして、私の質疑を終了させていただきます。

以上です。

○山口克浩委員長 ほかに質疑はございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 概要書の13ページなんですけど、財産売却収入が出ているんですけどね。この今の傾向について教えていただけませんか。単価やら金額やら見ていたら分かるんですけど、どういうふうに今後に行くかというところで教えていただけませんか。

○山口克浩委員長 すいません。その発言、歳入の部でお願いいたします。

○坂本優子委員 この金額のところだけでもあかんのですか。

○山口克浩委員長 金額だけですか。

○坂本優子委員 金額じゃなくて、その傾向だけ。鉄とかアルミとかいろいろね。

○山口克浩委員長 それは大丈夫です。

○坂本優子委員 大丈夫ですか。ごめんなさいね。

○山口克浩委員長 傾向だけですね。

別所エコ・ポート長谷山所長。

○別所尚紀エコ・ポート長谷山所長 令和3年度予算の売却単価は令和2年度下半期の単価を適用しております。こちら、コロナ禍の時期ということで、景気低迷で売却単価は下落していたんですけども、現在は回復基調にありまして、上昇傾向にあります。全体的には上昇傾向にあります。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 鉄とかアルミ及びペットボトルの売却単価の上昇というようなことで書かれていますけどね。今、世界的な傾向とか、日本は中国や東南アジアの方に売却先があったと思います、それも変わってきていると思いますけども。これ、今、そういう世界的な流れと、このコロナの関係の変化とかいろんなことを考えて、今後の傾向というのはどういうふうに見ておられますでしょうか。

○山口克浩委員長 別所所長。

○別所尚紀エコ・ポート長谷山所長 今後の傾向ですが、先ほどと同じ説明にはなるんですけども、現在、回復基調にありまして、上昇傾向にあるというふうに認識しております。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 じゃ、これ、売却して、それは大体国内で消化されていますか。先ほどもありましたけど、ボトル to ボトルのような関係で。そういうような。

(「後で歳入で」と呼ぶ者あり)

○坂本優子委員 じゃ、歳入のところで質問させていただきます。

プラ法の改正で取組を検討だということでおっしゃっていましたが、このことについては今どういうふうに検討されていますか。

○山口克浩委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 先ほどプラスチックの地域の資源循環促進法、この4月に施行されるというふうにお話、しましたけれども、現在、プラスチックは容器包装リサイクル法に基づいて、大きなバールの状態ですて売り払っていると。ただ、実際は、容器包装リサイクル法ですて売り払っているプラスチックというのは、ほぼもうかるというよりもマイナスになっている方が多い状況でございます。ペットボトルにつきましては、B to Bをしたこともあって去年よりも高い金額で売れる予定になっておりますけれども、プラスチック全体としてはまだうまくリサイクルができてないということもあって、価格がつかないとか、経費の方が高いつているというのが現状でございます。

そういう意味では、容器包装リサイクル法以外のプラスチックも一緒に処理したとしても、あまりその歳入面での効果は見込めない。ただ、一般の家庭から出るプラスチックを燃やすのか、埋めるのか、リサイクルに回すのかという意味では、やはりリサイクルに回すべきだろうということで、新しい法律ができたわけですので、それに対応するようにやっていく必要があるかと思えますし、今、委員からご指摘ありましたように、売れるものについてはなるべく高く売れるように、そういったことも研究していきたいなというふうに思っております。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 これ、なかなか難しいですよ、この取組というのは。またいろいろ出てきましたら、また教えていただきたいと思います。  
以上で結構です。

○山口克浩委員長 ほかに質疑はございませんか。  
池田委員。

○池田輝彦委員 お願いいたします。

予算の概要7ページですね。ここに、老朽化が進行する各施設において改修整備事業費が増加したということで、事業費は大きく増加しております。下の表を見ても、更新事業費とか整備、また、保守整備が昨年から比べてかなりの項目が増加しております。

この老朽化によります今後の事業費の増加の推移というか、今後の事業費が増えていくのかお聞きしたいと思います。

○山口克浩委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 7ページの方の普通建設事業費ということで、維持管理に係る経費でありますとか更新工事を一括で載せさせていただいて、合計では約17億ほど増大しているということになっておりますが、こちらの17億増の大部分は、一番上にありますごみ中継施設の更新事業、それから、5番にあります新事務所等の建設事業、こういった更新事業によるというふうになっておるものではございますが、一部の施設においては改修整備工事が前年度比較で増加しているという状況です。

一般的には、老朽化が進行しますと、補修経費、こちらの方は増加するというものにはなっているものではあります。各施設においては、それぞれ整備計画の方を作成し、計画的に改修整備を行っているという状況であります。ですので、令和4年度については、その整備箇所が多くなるとか大規模な設備の改修を行うと、そういった年度に当たるということから増加しているというものでありますので、今後も老朽化の進行のたびに増え続けていくというようなものではないと考えております。今後につきましても、必要なときに必要な整備をというようにところを計画的に行うということにしていくというふうに考えております。

○山口克浩委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 分かりました。施設が新しくなればそれはいいんですけども、やはり建設費もかかりますし、やはり長寿命化していくというのが非常に今後重要なかなと思いますので、その都度改修していただきまして、長寿命で安定して使える施設の管理をよろしくお願ひしたいと思います。  
以上です。

○山口克浩委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山口克浩委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で衛生費についての質疑を終結いたします。

#### [歳入全款]

○山口克浩委員長 次に、歳入全款についての説明を求めます。  
西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 それでは、続きまして歳入全款についてご説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金でございます。

予算書8ページから9ページをご覧ください。

分担金及び負担金は、3市3町からの市町分担金として、9ページの表の下段の合計欄の一番右の計でございますが、し尿分担金5億8,431万2,000円、ごみ分担金30億714万3,000円、合計35億9,145万5,000円を計上いたしております。

次に、概要書の16ページをご覧ください。

ここでは、事業費及び分担金の推移を記載いたしております。棒グラフでお示しをいたしておりますのが事業費、折れ線グラフでお示しをいたしておりますのが分担金の推移でございます。

グラフのとおり、これまでも建設事業の実施や団塊の世代の退職者数の増加に伴い歳出総額が増加する中でも、市町分担金につきましては負担の平準化に最大限努めてまいりました。

令和4年度についても、起債等の特定財源や財源収入等の分担金以外の財源の的確な確保に努め、ごみ中継施設更新工事費やエコ・ポート長谷山定期点検改修整備工事費の増などにより、グラフのとおり歳出ベースでの事業費は大きく増加いたしました。市町分担金につきましては、市町の影響を最小限にとどめ、前年度比較1億2,490万4,000円の増加となるものでございます。

なお、折れ線グラフのとおり、市町分担金につきましては、平成21年度までは40億円台を超える規模で推移しておりましたが、これまでどおり取り組んでまいりました行財政改革と大規模事業の計画的整備によりまして、安定した財政運営が図れていると考えております。

構成市町別の分担金の状況につきましては、概要書の11ページに記載をいたしておりますので、ご覧おき願います。

次に、予算書にお戻りいただきまして、10ページ上段及び中段の使用料及び手数料をご覧ください。

使用料では、行政財産使用料として鉄塔敷や職員駐車場等の用地使用料123万3,000円を、手数料では、衛生手数料として4億4,494万7,000円を

計上いたしております。

概要書の12ページをご覧ください。

し尿処理手数料では、下水道の進捗により、し尿収集対象世帯は前年度比較7.2%減となる2,620世帯と見込んでおり、引き続き減少いたしております。また、浄化槽汚泥手数料につきましても、前年度量比較で480キロリットル、2.4%の減少を見込んでおります。ごみ処理手数料につきましては、事業系可燃ごみ及び剪定枝の搬入量の減少に伴い、対前年度比較で840万円、2.2%の減額の見込みとなっております。

概要書12ページの一番上に四角で囲んでおりますが、これら清掃手数料に行政財産使用料を加えた合計では4億4,618万円で、対前年度比較1,072万7,000円の減額となっております。

次に、国庫支出金でございます。

概要書12ページの下段をご覧ください。

循環型社会形成推進交付金として、ごみ中継施設更新事業に5億3,542万8,000円、クリーン21長谷山長寿命化に係る発注者支援事業に194万7,000円、総額5億3,737万5,000円を計上いたしております。

なお、交付金の交付率につきましては、両事業ともに交付対象事業費の3分の1となっております。

次に、予算書にお戻りいただきまして、11ページ上段及び中段の財産収入をご覧ください。

財産運用収入では、財政調整基金の運用収入7万6,000円を計上いたしております。

次に、財産売払収入では、資源化物の売払収入等、合計1億3,198万3,000円を計上いたしております。

資源化物等の売払収入の明細につきましては、概要書13ページの下表をご覧ください。

資源化物の鉄、アルミ及びペットボトル、破碎選別有価物の鉄及びアルミの売却単価の上昇等により、前年度比較で、右下に記載しているとおり7,287万5,000円の増額となっております。

次に、予算書にお戻りいただきまして11ページ下段の繰入金をご覧ください。

歳出面におきまして転廃業助成金が4.43台分発生することから、転廃業助成基金から1億6,759万6,000円を繰入れすることとして予算を計上いたしております。

続きまして、諸収入でございますが、概要書14ページの下表をご覧ください。

内訳といたしまして、組合預金利子として歳計現金等の運用利子5万7,000円を計上し、雑入としてクリーン21長谷山及びクリーンパーク折居の廃棄物発電収入やエコ・ポート長谷山の工房教室参加料など2億7,320万9,000円を計上いたしております。新名神高速道路建設に伴う物件移転補償金の皆増等により、諸収入の総額で、前年度比較3,097万1,000円増額の2億7,326万6,000円を計上いたしております。

最後に、組合債でございますが、概要書の15ページをご覧ください。

令和4年度は、ごみ中継施設更新事業に充当する財源として12億4,450万

円、新事務所棟建設事業に充当する財源として3,240万円、総額12億7,690万円の借入れを計上いたしております。

歳入全款の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算書の38ページ、39ページに債務負担行為に関する調書、40ページに組合債の現在高見込額に関する調書、41ページには令和4年度市町分担金負担率表を添付いたしておりますので、ご覧おき願います。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山口克浩委員長 暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後 0時40分再開

○山口克浩委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、歳入全款の審査に入ります。

質疑はございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 先ほどちょっと質問のところを間違えましたが、概要の13ページのところですね。売払収入の関係ですけれども、今後の傾向、今、輸出先、コロナの関係、いろんなことを考えてどういうふうに見ていらっしゃるのか、そのことをお聞きします。

○山口克浩委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 資源化物の売払につきましては、中国等、輸入の規制というところがございます、若干、物によっては影響があるというように認識しております。そのような中、コロナ禍におきまして国内の経済が低迷したということも受けまして、令和2年度におきましては大きく価格が下がったという状況があります。それ以降、まだまだ海外への輸出ということはまだ先にはなっておりますが、国内での需要が大きくなってきて、この間、価格の方が持ち直してきているというところです。

今後の見通しといたしましては、コロナ禍前の価格には戻ってくるのかなというように認識しております。

以上です。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 私も何となくそういうふうに、思っているんです。やっぱり海外の状況とかこの環境問題とか、いろいろなことがかなり世界のところでも取組が強化されているから、やっぱり国内で作ったものは国内でどう処分するのかとい

うことになるし、鉄とかペットボトルとか需要が相当あるのやと思うので、元のところぐらいまで戻ってくるのかなというふうに思っております。

減ると、またこの収入が減るわけやから、一定の量は搬入というか、確保せなあかんわけですけども、でも、地球温暖化の対策からしたらもう痛しかゆしでなってくるし、その辺がちょっと頭が痛いかなというふうに思うんですけどね。

それで、この分別の関係でも、委託していますよね、障害者の施設に。この売払いの収入が増えていく中で単価を上げるというようなことは考えていらっやらないんでしょうか。

○山口克浩委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 委託業者の方をお願いしているものにつきましては、業務として委託させていただいております、量に反映させて委託料を算定しているわけではございませんので、今の段階では変えるということにはならないのかなというふうに考えています。

ただし、著しく大きく今後処理量が変わることになれば、おのずとその仕事量が増えてきますので、その場合は委託料の総額として上げていくということに当然なってくるかなというふうに思っています。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 私が毎回、お願いをしているんですけども、暑いとき、寒いときに、障害のある方々が大変な思いで分別をされているかと思うんです。それがやっぱり単価を引き上げることができないのかなということ。これ、一定の契約になっているんですよ。そのことをお聞きしているんですけども、上げていくという、そういう検討はないですか。

○山口克浩委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 具体的に、今働いていただいております障害者の方を含めて、出勤日数、年間の日数と、そして労働時間とを定めております。今現在その時間内で全て処理を滞りなくしていただいておりますので、今の段階ではこの量含めて上げるという考えはございません。

ただ、作業環境等につきましては、今後、猛暑ということも、地球温暖化ということで非常に暑いときもあります。そういうことにつきましては、積極的に当組合としても働きやすい環境をつくってまいりたい、改善してまいりたいというように努めてまいります。

以上です。

○山口克浩委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 ぜひよろしくお願いします。



以上です。

○山口克浩委員長 ほかに質疑はございませんか。

池田委員。

○池田輝彦委員 1点だけお聞きいたします。予算の概要の1ページの最初に、財源の確保の文章もございます。財源の確保というのは非常に重要なことだと思っております。ここに、国庫支出金と積極的な財源の確保に努めるとございます。この国庫支出金以外の財源の確保、様々あるかと思いますが、どのようなご努力があるのででしょうか。

○山口克浩委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 財源の確保ということで書かせていただいておりますが、今、国庫支出金の話がありましたが、特にやはり今年度でいきますと、大型事業実施というところで事業費が拡大しているという状況がありますので、やはり国庫支出金なりこういう有利な財源を確保するということが最も必要なところを思っております。

これまでも大型事業実施の際には、国の補助金なり交付税措置のある廃棄物処理事業債、こちら、有利な財源を確保という形でしてまいりました。令和4年度の予算につきましても、前年度で約18億円増加しております。そのうち、約16億円がごみ中継施設の更新工事によるものとなっておりますので、これまで既設の中継施設更新事業、こちらについては循環型社会形成推進交付金、こちらの対象事業ではなかったとということがありましたので、この間、全国の市町村等が集まる全国都市清掃会議での要望提出、こういったことに加えまして、構成市町を通じての国への要望、こういったところをさせていただいたところです。

そのかいもありまして、こちらの中継施設更新事業の方が令和3年度から交付対象という形になりましたので、今回の予算において、国庫支出金として交付事業の3分の1である約5億3,500万円、こちらの方の財源確保という形につながりましたので、当然その分の市町分担金の負担軽減に寄与できたというふうに考えておりますので、こういったところを積極的に確保に努めたというふうに考えております。

○山口克浩委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 やはり国庫支出金が大きな、ほぼほぼここが確保の出どころなのかなというふうに感じました。各自治体、やはり財源の確保というのは非常に努力をしているところであると思えます。様々なさらなる研究をしていただきまして、しっかりと確保していただきまして頑張っていたいただきたいと思えます。

以上です。

○山口克浩委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山口克浩委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で歳入全款についての審査を終結いたします。

以上で各項目ごとの審査を終結いたします。

[総括]

○山口克浩委員長 これより総括質問を行います。

質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山口克浩委員長 ほかに質問がないようですので、以上で総括質問を終結いたします。

以上で全ての審査を終結いたします。

[討論]

○山口克浩委員長 これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山口克浩委員長 討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

[採決]

○山口克浩委員長 これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山口克浩委員長 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託をされました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の作成については、正副委員長にご一任を願いたいと思います。

また、不適切な言葉等がございましたら、委員長において精査させていただきますので、ご一任を願いたいと思います。

予算特別委員会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員各位におかれましては、終始熱心なご審査をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。また、理事者各位におきまして、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対し、ここに改めてお礼を申し上げます。また、併せて、岡田副委員長のご協力によりまして委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めてお礼を申し上げます。

本日で予算特別委員会の審査は全て終了したわけですが、改めまして皆様に御礼を申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

予算特別委員会を閉会するに当たりまして、管理者から発言の申出がございましたので、お受けしたいと思います。

松村管理者。

○**松村淳子管理者** 予算特別委員会を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

山口委員長、岡田副委員長をはじめ、委員各位におかれましては、熱心なご審査をいただきまして、ありがとうございます。そして、ただ今ご可決をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日の審査を通じまして委員各位からいただきましたご指導、ご意見、しっかりと念頭に置きまして、適正な予算執行に努め、安心安全な工場運営に万全を期してまいりたいと存じております。

また、組合事業の根幹でございます廃棄物の処理につきましても、一日も欠かすことのできない業務の遂行をしっかりと担い、引き続き、構成市町との連携を強め、管内の生活環境の保全と循環型社会の構築に向けた組合の役割を果たしてまいりたいというふうに存じております。

委員各位におかれましては、今後とも当組合行政へのより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。また、併せまして、ご臨席を賜りました関谷議長、大西副議長に厚く御礼を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○**山口克浩委員長** 以上をもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午後0時54分閉会

議案第3号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和4年3月28日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例及び城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（期末手当）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4 及び5 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4 及び5 略</p>

（城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 城南衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年城南衛生管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に

、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p data-bbox="316 365 419 398">附 則</p> <p data-bbox="217 427 419 461">1 及び 2 略</p> <p data-bbox="248 488 807 584"><u>（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）</u></p> <p data-bbox="217 611 807 1308">3 <u>令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 1 7 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に、1 2 7 . 5 分の 1 5 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p>	<p data-bbox="922 365 1026 398">附 則</p> <p data-bbox="818 427 1021 461">1 及び 2 略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の城南衛生管理組合職員の給与に関する条例第 1 7 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第 1 7 条第 4 項、第 5 項、第 1 2 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 カ月以内

に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

## 提案理由

令和3年人事院勧告を受けて国家公務員の給与改定状況等を勘案し、本組合職員の給与の改定を行うため、本案を提案するものであります。



議案第4号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和4年3月28日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和48年城南衛生管理組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第17条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。 3 及び 4 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与条例第17条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。 3 及び 4 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例第5条第2項、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例第5条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

## 提案理由

一般職員の給与改定に準じ、期末手当支給月数等について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第5号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例を制定するについて

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
を、次のとおり定めるものとする。

令和4年3月28日提出

城南衛生管理組合  
管理者 松村 淳子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の育児休業等に関する条例（平成4年城南衛生管理組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>（ア）</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6カ月に達する日（以下「1歳6カ月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合に</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>（ア） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>（イ）</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6カ月に達する日（以下「1歳6カ月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合に</p>

あつては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ及びウ 略

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア及びイ 略

(2) 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

あつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ及びウ 略

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア及びイ 略

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア及びイ 略

(3) 育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った後、当該休職又は停職が終了したこと。

(4) 育児休業の承認が、職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希

ア及びイ 略

(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希

望し、申込みを行っているが、  
当面その実施が行われないこと  
その他の育児休業の終了時に予  
測することができなかつた事実  
が生じたことにより当該育児休  
業に係る子について育児休業を  
しなければその養育に著しい支  
障が生じること。

(7) 及び (8) 略

(部分休業をすることができない  
職員)

第 8 条 育児休業法第 19 条第 1 項

の条例で定める職員は、勤務日の  
日数及び勤務日ごとの勤務時間を  
考慮して規則で定める非常勤職員  
以外の非常勤職員（地方公務員法  
第 28 条の 5 第 1 項に規定する短  
時間勤務の職を占める職員を除く  
。）とする。

(部分休業の承認)

第 9 条 略

2 略

3 非常勤職員に対する部分休業の  
承認については、1 日につき、当  
該非常勤職員について定められた  
勤務時間から 5 時間 45 分を減じ  
た時間を超えない範囲内で行うも  
のとする。

(妊娠又は出産等についての申出  
があった場合における措置等)

望し、申込みを行っているが、  
当面その実施が行われないこと  
その他の育児休業の終了時に予  
測することができなかつた事実  
が生じたことにより当該育児休  
業に係る子について育児休業を  
しなければその養育に著しい支  
障が生じることとなつたこと。

(7) 及び (8) 略

第 8 条 削除

(部分休業の承認)

第 9 条 略

2 略



第 1 2 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 1 3 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

( 1 ) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

( 2 ) 育児休業に関する相談体制の整備

( 3 ) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

(委任)

第 1 4 条 略

第 1 2 条 略

## 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じ、所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。